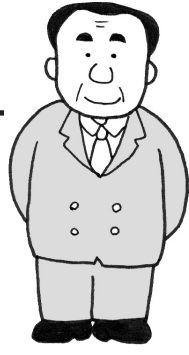


発注者・注文者・元方事業者・特定元方事業者・事業者・関係請負人

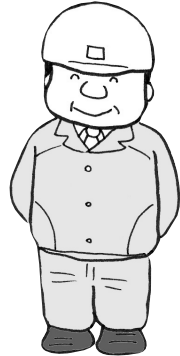
●注文者とは(安衛法15)
請負契約の一方の当事者で、
下請負人に仕事を請負わせている者

●発注者とは(安衛法30)
注文者のうち、その仕事を他の者から請負っていない者



発注者

●事業者とは(安衛法2)
事業を行う者で労働者を使用する者(雇用契約の一方の当事者・雇主)



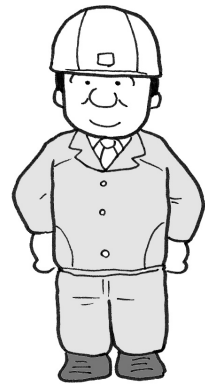
元方事業者

●元方事業者とは(安衛法15)
一の場所において行う仕事の一部を下請負人に請負わせ、かつ、自らも仕事の一部を行う最先次の注文者

特定元方事業者

●特定元方事業者とは(安衛法15)
建設業、造船業の元方事業者をいう

●関係請負人とは(安衛法15)
元方事業者以外のすべての下請会社



一次下請会社(事業者)



二次下請会社(事業者)

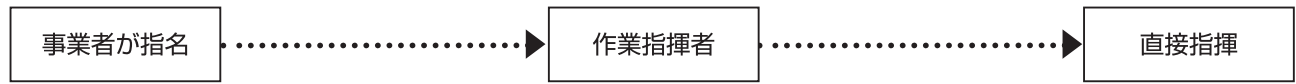
三次下請会社(事業者)

固定ではなく請負契約によって立場は変化する。

墜落による危険の防止

建築物の組立て、解体、変更の作業に対して

(安衛則529)



・建築物、橋梁、足場等で作業主任者を選任する場合を除く。

・作業方法、手順を作業者に周知

作業床の設置

- ・高さ2m以上で墜落の危険のあるときは作業床を設置する
- ・作業床の設置が困難なときは、防網を張り、安全带使用（安衛則518）
(セーフティネット)

作業床の端の囲い設置

(安衛則519)

- ・高さ2m以上の作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆いを設けるか、防網を張り安全带を使用

安全带使用の義務

(安衛則520)

安全带の取り付け設備

(安衛則521)

- ・高さ2m以上には安全带の取付け設備を設置し、異常の有無を随時点検

高さ2m以上の箇所の悪天候時の作業禁止

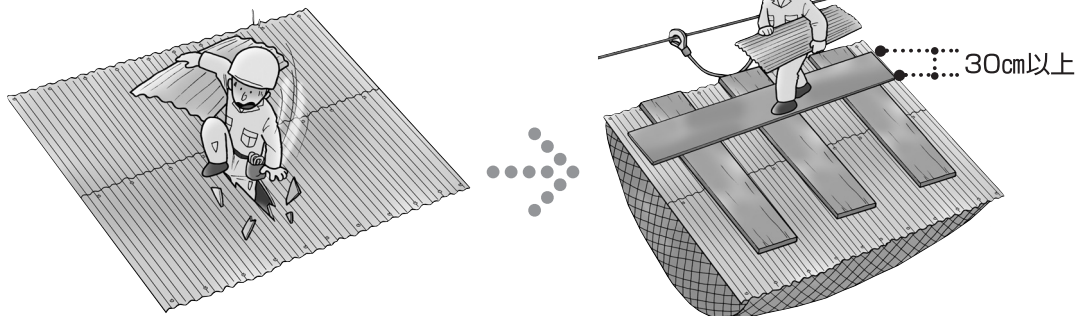
(安衛則522)

高さ2m以上の箇所の作業の照度の保持

(安衛則523)

スレート屋根上には、巾30cm以上の歩み板を設け、防網を張り作業する

(安衛則524)



※不用なたて坑等の危険防止

(安衛則525)

高さや深さが1.5mをこえるときは、昇降設備を設置

(安衛則526)

(飛び降りやよじ登りは禁止すること)

立入禁止

(安衛則530)

ホッパー内部での作業制限

(安衛則532)

(土砂埋没の恐れのある場所) - 安全带を使用させる場合、その限りでない

ホッパーへの転落防止

(安衛則533)

(75cm以上の防護さく等の設置) - 安全带を使用させる場合、その限りでない

※不用のたて坑または40度以上の斜坑には坑口の閉そくその他つい落による危険を防止するため、柵、囲い、しゃ断設備を設ける

※法令は高さ2m以上を高所作業と定義され、安全带の使用が義務づけられているが、2m未満の高さであっても墜落して、負傷、死亡事故が発生していることを踏まえ、安全带を使用させる配慮が必要